

# 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定等の改定について

令和2年1月27日  
東栄信用金庫

当金庫は、平成30年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定等を下記の通り改定いたします。

改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等について従来よりも詳細に確認させていただく場合があるほか、既にお取引があるお客様につきましても、お取引の内容や状況等に応じてお客さまのお取引目的やお客さまに関する情報等を再度ご確認させていただくことがあり、これらの確認にあたっては、各種書面等のご提示をお願いする場合がございます。

また、当金庫からの各種確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合には、お取引をお断りさせていただく場合やお取引の一部を制限させていただく場合がございます。

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 改定対象となる預金規定等

- ・流動性預金規定集
- ・定期性預金規定集
- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

### 2. 改定日

令和2年4月1日（水）

### 3. 主な改定内容

<例> 流動性預金規定集（抜粋）

○取引の制限等（下線部分を追加）

（1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握する

ため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当金庫に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときまたは預金者が在留資格の取り消しを受けたときは、当金庫は入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 3年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は速やかに当該取引の制限を解除します。

#### ○解約等（下線部分を追加・変更）

(1) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が各種預金規定の「譲渡、質入れ(等)の禁止」の各条項に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第2条第1項もしくは第2項に基づき預金者に確認した事項、預金者から提出された資料もしくは預金者から届出があった事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合

⑥ 第2条に定める取引の制限等に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合

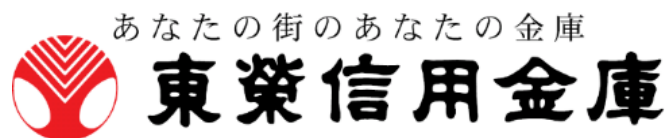
(2)省略

(3) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(4) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

以 上

※改定後の規定につきましては、「各種規定集のご案内」をご覧ください。



リスク管理部 03-5607-1131